

## 令和7年度 保育料徴収金基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |   | 徴収金基準額(月額) |        |
|----------------------|---|------------|--------|
| 階層区分                 | 定 義   | 3歳未満児      | 3歳以上児  |
| 第 1                  | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)                      | 円<br>0     | 円<br>0 |
| 第 2                  | 市区町村民税非課税世帯                                 | 0          | 0      |
| 第 3                  | 市区町村民税のうち均等割額のみの課税世帯                        | 15,000     | 0      |
| 第 4                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>48,600円未満の世帯              | 17,000     | 0      |
| 第 5                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>48,600円以上52,200円未満である世帯   | 19,000     | 0      |
| 第 6                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>52,200円以上69,000円未満である世帯   | 27,000     | 0      |
| 第 7                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>69,000円以上97,000円未満である世帯   | 29,000     | 0      |
| 第 8                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>97,000円以上169,000円未満である世帯  | 39,000     | 0      |
| 第 9                  | 市区町村民税のうち所得割額が<br>169,000円以上301,000円未満である世帯 | 44,000     | 0      |
| 第 10                 | 市区町村民税のうち所得割額が<br>301,000円以上である世帯           | 44,000     | 0      |

※所得割額は保護者の所得割額の合計額となります。

※所得割額は住宅取得控除及び配当控除等の税額控除の適用を受ける前の額となります。

※4月から8月までは令和6年度市区町村民税の所得割額、9月以降は令和7年度市区町村民税の所得割額を基に階層区分を決定します。

### ○保育料の減免

- ・3歳以上の児童又は3歳未満の児童のうち非課税世帯の児童の保育料は無料となります。
- ・保護者が扶養する第3子以降の3号認定子ども(0～2歳)の保育料は無料となります。
- ・所得割額57,700円未満の世帯について、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園又は保育所等に入所している場合において、2人目以降が保育所に入所している際には、2人目以降の保育料は無料となります。
- ・ひとり親世帯等で、第2階層から第6階層及び第7階層のうち市区町村民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯等の保育料は無料となります。
- ・町内保育所勤務の保育士(町民のみ)の子(町民のみ)にかかる保育料は無料となります。